

きよみ野東西自治会自主防災委員会 きよみ野防災基本計画

きよみ野防災基本計画策定にあたり、まず大切な事は会員の皆様は自らが「命を守るための行動」を平素より家族で話し合い、共有する事です。風水害・地震等、これから起こるかもしれない災害に対し、一人ひとりの家族構成や生活環境に合わせ、「いつ」「誰が」「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理し、自身そしてご家族で常日頃より行動計画を確認しておくことが最も重要です。その上で共助としての「きよみ野防災基本計画」を策定しました。

1. 本計画の目的

本計画はきよみ野東西自治会規約、及び自主防災防犯に関する細則に基づき、地震、水害、火災等の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

2. 適用の範囲

本計画の適用範囲はきよみ野地区に在住するきよみ野東西自治会員を対象として適用する。

3. 防災計画重点事項

(1)防災防犯担当(各防災班)の任務

(2)防災防犯役員と連携した防災倉庫内の備蓄物資・備品の整備・補充

4. 災害発生時スキーム

(1) 水害発生時(緊急避難情報発令時)

① 警戒レベル3発令(避難準備・高齢者等の避難開始)

- ・災害時避難行動要支援者の誘導依頼(会長連携防災防犯役職長⇒避難誘導班)
- ・避難誘導班が避難場所へ誘導(自宅2階等高所・避難所へ誘導、近隣住民と連携)
- ・民生委員と連携した要支援者の誘導

(民生委員⇔会長連携・防災防犯役職長⇒避難誘導班)

② 警戒レベル4発令(避難指示)

全住民同様、役員自身・家族の安全を図る

(緊急避難所への避難、又は2階等高所・安全な場所への避難)

※避難情報収集は上記その1と同様。

市役所危機管理課(情報発信)

情報発信はデータdボタンテレビ放送・防災行政無線

*防災行政無線内容確認電話(048-983-6430)

*吉川市安全・安心メールへの登録を推奨(防災防犯情報をメール配信)

登録メールアドレス:p-yoshikawa@s7.bmb.jp

(2)地震発生時

大規模地震発生時は役員自身、家族の生命の守るための行動が先決であり、余震も想定される為、役員自身及び家族の安全を確保した後、全役員が班の役職を超え、近隣の住民と連携した救護活動を実施する。

5. 各防災班の任務

※本計画において、各防災班の任務は下記のものとする。尚、災害発生時の初動応急措置については全会員が当たる事を妨げないものとする。

水害発生時	地震発生時
【情報班】 各ブロックの防災・防犯の情報の収集・伝達を担当する	
<p>《緊急避難情報発令時…警戒レベル3の発令時》</p> <p><input type="checkbox"/> 会長、防災防犯役職長と連携の上、吉川市役所・テレビ等のメディアや防災関係機関からの情報の収集と自治会員への伝達(拡声器等の活用)</p> <p>《避難情報解除後》</p> <p><input type="checkbox"/> 被災情報の把握、必要支援物資の状況把握と防災防犯役職長への伝達</p> <p><input type="checkbox"/> ライフラインの復旧状況確認と防災防犯役職長への伝達</p>	<p><input type="checkbox"/> 被災状況の確認・把握と吉川市役所・消防機関・警察署等の公的機関への連絡、及び防災防犯役職長への伝達</p> <p><input type="checkbox"/> 吉川市の避難所設置状況の把握と伝達</p> <p><input type="checkbox"/> ライフラインの復旧状況確認と防災防犯役職長への伝達</p>
【避難誘導班】 住民の避難誘導を担当する	
<p>《緊急避難情報発令時・解除後》</p> <p><input type="checkbox"/> 災害時避難行動要支援者の避難誘導及び避難誘導を求める会員の積極誘導</p>	<p><input type="checkbox"/> 防災防犯役職長・情報班からの情報により救護要請会員の避難誘導</p>
【初期消火班】 消火器等による消火活動を担当する	
<p>《緊急避難情報発令時・解除後》</p> <p><input type="checkbox"/> 初期消火活動(近隣住民連携)と消防機関への連絡</p>	<p><input type="checkbox"/> 初期消火に限って、消火器、バケツリレー等による初期消火の実施(近隣住民連携)</p> <p><input type="checkbox"/> 火災発生に関して消防機関への連絡</p>
【救出救護班】 負傷者等の救出救護を担当する	
<p>《緊急避難情報発令時》</p> <p><input type="checkbox"/> 避難等により負傷された会員の救護・手当、並びに吉川市・消防署・警察署等の救出救護機関と連携した救出救護活動</p> <p>《緊急避難情報解除後》</p> <p><input type="checkbox"/> 地域内での負傷者の救出・救護、及び救出救護機関への連絡と連携</p> <p><input type="checkbox"/> 避難所や負傷者宅に必要な応じた防災倉庫内の救護物資・備品の搬入</p>	<p><input type="checkbox"/> 被災家屋からの救護者の救出・救護</p> <p><input type="checkbox"/> 吉川市・警察・消防機関等救出救護機関への連絡</p> <p><input type="checkbox"/> 開設避難所での救護機関と連携した手当の実施</p> <p><input type="checkbox"/> 防災倉庫内の救急救護備蓄品の搬入と配布</p>

水害発生時	地震発生時
【給食給水班】 給食給水を担当する	
《緊急避難情報解除後》※地震発生時共通 <input type="checkbox"/> 吉川市・消防機関等と連携した配給体制作り、会員への動員要請 <input type="checkbox"/> 自治会備蓄物資、吉川市等からの支援物資の避難先(避難所・負傷者宅等)配布 <input type="checkbox"/> 炊出しの実施	
【防犯推進班】 防犯・事故防止活動の推進を担当する	
<input type="checkbox"/> 水害、大地震発生、その他災害発生に備える活動の実施(防災防犯役職長と連携) <input type="checkbox"/> 防災防犯パトロールの実施(防災防犯役職長と連携) <input type="checkbox"/> きよみ野防犯連絡協議会等の各ボランティア団体と連携した活動の推進	

上記は地域特性の観点からリスクの高い水害と地震についての防災基本計画を記したもので、それ以外の災害に対してもこれに準ずる対応を行う。

【用語説明】初動応急措置とは

- 家族・近隣会員の安全確保・確認と要救護措置
- 家屋損壊・倒壊時の要救護者有無の確認と救護措置
- 火災発生の有無の確認と初期消火等の応急的措置

6. 備蓄物資・備品の整備・補充

本計画において、災害時必要となる備蓄物資・備品の整備・補充、並びに充実を図るうえで、その作業は、きよみ野東西自治会で共同して行うものとする

- (1) 防災物資・備品の備蓄をきよみ野東西自治会共同で計画し、複数年単位で準備を行う。
- (2) 年1回の棚卸を実施し、防災倉庫内等の備蓄物資・備品の管理・整備を行う。
- (3) 各家庭での備蓄用品についてはきよみ野東西自治会を通じて各家庭での備え置きを積極的に啓蒙、指導を行う。